

令和4年第2回石狩市介護保険事業運営推進協議会

開催日：令和4年10月31日（月）

時間：18：00～19：30

場所：石狩市総合保健福祉センターりんくる リハビリ室

傍聴者：無し

【出席者】

委員：丸山会長、西本副会長、一條、木元、平野、築田、三上 計7名

事務局：保健福祉部長宮野、高齢者支援課長鍋谷、主査二上、主査藤谷、主査高石、地域包括ケア課長内藤、主査岩本、主任首藤、南地域包括支援センター長吾田、花川中央地域包括支援センター長多田、北地域包括支援センター長菊地 計11名

議事録

【18:00 開会】

【丸山会長】

それでは、令和4年度第2回石狩市介護保険事業運営推進協議会を開催致します。先に皆様をお願いですが、この会議は公開になっております。議事録を作成するために録音しておりますので、発言する際には先にお名前を述べてからお願いしたいと思います。本委員会の議事録につきましては、全文筆記にて作成することになりますので、ご承知おきお願い致します。

それでは早速になりますが、議題を進めていきたいと思っております。

議題第1号、地域包括支援センターの収支決算について事務局からお願い致します。

【事務局：地域包括ケア課 岩本主査】

私の方から、議題第1号、地域包括支援センターの収支決算についてご説明を致します。前回の第1回石狩市介護保険事業運営推進協議会におきましてご指摘のありました地域包括支援センター運営に係る収支の内、法人本部への事務委託費は、資料1のとおり再度提出をさせていただきます。各包括の表の備考欄に前回はお示ししておりませんでした支出の詳細な内訳と費用をお載せしております。また、資料1の1ページ目、2ページ目に下線が引いてある額がありますけれども、こちらは前回お示ししました額に計上のミスがございましたことから、訂正した額をお載せしております。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

す。この後、各包括から法人本部への事務委託費につきまして、収支決算上の考え方や内訳についてご説明致します。

【事務局：南地域包括支援センター 吾田センター長】

法人本部への事務委託費、526万5,674円の内訳になります。法人本部人件費、386万5,015円について、当法人は喬成会グループとして病院、介護事業、合わせて8つの事業所を持っております。その事業所を管理している喬成会本部が、総務、経理などの事務を統括しておりますので、ここの人件費を全事業所で、人員按分などから金額を割り出して負担しております。包括では、事務所のケアプラン収入のみ事務管理しておりますが、その他大きな経理的な業務として、包括に在籍している人員に関する給与計算等、事務手数料に加え、各物品の払い出し、備品管理等の総務的な業務はすべて喬成会法人本部で行っておりますので、その経費が含まれております。

次に、業務委託費84万1,880円について、こちらは健育会グループの本部として東京にヘルスケアシステムがあります。ここでは法人全体の研修や、在宅部長の派遣、システム運用、決算業務などを行っており、そこに関わる費用を業務委託費として支払っております。

次に、本部経費47万4,779円ですが、こちらは法人本部経費が本部の運営費として、各事業所の売り上げ、ケアプラン収入の4%を支払っております。他に全体の支払利息が8万4,000円になります。以上です。

【事務局：花川中央地域包括支援センター 多田センター長】

法人本部への事務委託費の内訳についてですが、当センターの数字は、介護予防支援事業所として担当している利用者に係る介護給付費等の請求業務、いわゆるレセプト業務を、法人の事務員に一部手伝ってもらってしまっていて、その人件費がそのまま記載されている形になっております。毎月、月初から10日までの期間でスポット的に法人事務員にヘルプに入ってもらっている人件費という形になっています。令和3年度12月からそのような体制になっておりますので、そのことを反映させた数字となっております。その他は備考に書かれているとおりとなっております。以上です。

【事務局：北地域包括支援センター 菊地センター長】

私どもは、支出としてご報告した経費については、備考欄にその内訳を記載しておりますのでご参照下さい。補足して、法人本部に繰り入れられる経費についてですが、当法人については、法人全体に係る税金、税理士委託費等に係る経費、及び、職員の給与計算、事務所の会計業務等、事務所に関わる運営サポートとして、法人理事及び本部職員の人件費を、法人内の各サービス事業所に按分の上、期末決算処理において配分しております。

石狩市から示されている収支報告書における人件費については、地域包括支援センター3職種及び介護予防ケアプランナーの人件費のみの記載となっておりますので、法人へ

繰り入れる経費として記載しているところでございます。

【丸山会長】

ありがとうございました。各包括から、詳細な内訳についてご報告頂きました。この件につきまして委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願い致します。

【木元委員】

前回のご指摘を受け、詳細な収支報告を頂きありがとうございます。各法人の考えがあったり、法人の運営の仕方、法人のキャパシティ的な部分で、ばらつきがあるのだろうと伺い知りました。それはそれとして、どこの包括を見ても、収支が全部赤字であるというのは、ちょっと健全な運営ではないのかな、と思いますので、なるべくその赤字を解消できるよう努力して頂きたい。もしかしたら今後、委託費の見直しという話にもなってこようかと思えます。例えば北包括が500万円を超える収支赤字を出しているのであれば、本来の介護事業なら、一介護事業で補うとなると、多分散や、委託返上という話にもなりかねないと思えます。企業努力されている中でのものだとは思いますが、この赤字の額を、圧縮できるよう対応して頂ければいいなと思いました。

あと中央包括が、事務員が1/3人工で計算されている。事務本部、法人本部が全部、担っているという計算なんでもんね。これも企業努力だなあと思いましたけど、それでも378万を超える赤字を出しているというので、是非解消できる様に努めて頂ければというふうに思いました。以上です。

【丸山会長】

ありがとうございます。ほかの委員の皆様、何かございますでしょうか。

【西本委員】

これは石狩市に尋ねたほうがいいかなとは思いますが、この事務委託費というのは、マージン的なものなのかなと内訳を見ると思えます。それ自体は理解もできますし、こういうのがないと請け負ってくれるところがないのかなという気はするので、これ自体駄目とか良いとか、そういう話ではないんですが、制度上ここに何か縛りを付けるとか、例えば支出の何%以内とか、そういったものはあるのでしょうか。それとも全くそういうのは無くて、受託された先の運用でお任せしますよということになっているのか。そこだけお尋ねしたいなと思えます。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

西本委員からのご質問にお答えします。どのような縛りがあるか、ということなんですけれど、現在の契約からいきますと、赤字であったら補填するですとか、黒字であったら返し

て頂く等、そのような内容にはなってございませんので、縛りは無い状態です。これは道内の他の各自治体等においても、そのような縛りを持っているところは、僕の知っている限りでは1か所だけでございます。それは黒字額が大幅になった場合に、払い戻しをしますよ、というような内容で、そのような契約が1か所あるということはお聞きをしております。

ただし、現状としましては、企業さんのほうに来年度の願いをする時に、こちらの積算基準で委託料を提示させて頂いているんですけども、そのような話の中でも、いつも赤字体質だよ。経営委託料を上げられないのか。我々もボランティアではない。いつまでも赤字のまま続けることは難しいんだよ。などと言われる時もございますので、その辺に関しては、企業、法人と話し合いの中で、経営努力の中で少し解消ができないかですとか、あるいは他部門の黒字の部分でなんとか相殺ができないですかとか、そのような願いをしなごうら了解を頂いているというのが現状なので、今の段階としましては、縛りをつけるということは考えてはいません。

ただ、これがあまりにも大きな黒字というようなものが出てきた場合につきましては、こちらの積算自体が間違っているという可能性もございますので、その際は充分検討した上で、その次の年の契約について検討していきたいなというふうに考えております。私からは以上です。

【西本委員】

もう1点伺ってもいいですか。私も介護保険事業所を管理している立場上、情報は入って来るのですが、北海道や国の方から、光熱費が上がり、物価高ということに対して、例えば入所であれば1床あたりいくらを補填しますという様に、補助的なものが今うたわれているのですが、光熱費の部分とか、何か補填をするという考えは石狩市にはあるのでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

お話にありましたとおり、今、道でそういった介護事業所向けの物価高に対応するメニューというのは私どもの方に来ております。市町村でその分どうするのかという部分については、現段階ではまだ正式に決まったものは無いです。これまでもコロナ禍ということで、コロナに係る経費等、そういったものは市町村で支援させて頂いてましたが、今回の物価高については今のところ市から事業者向けにこれをやります、という決定はまだしておりません。

【西本委員】

先ほど木元さんもお話されていたんですけど、あまりにも赤が続いたり、そもそも請け負ってくれる法人自体がなくなってしまうたら、地域包括ケアシステムの中では拠点になる様なそういった考えが充分果たせなくなってしまう。つまりところやはりお金は大事だと思うんで、そこに何かしらの補填をしてあげないと。

また、企業努力というところも多少はできるかなと思うんですけど、それでもこのままの運営で赤を解消するというのはちょっと難しいのかなという気はなんとなくするんで。単純に一時的な補填だけではなくて、抜本的に何かを見直さなくちゃいけない。そうすると今度は行政の経費として圧迫してしまったりとかするのか。どこかで何かメスを入れないと、このままというふうになっちゃうのはどうなんだろう。先ほどの木元さんの話ではないけど、健全な委託、受託という形ではなくなっちゃうのかなという印象。やはり包括は赤が出るのは当たり前というものなんですかね。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

今回は3包括になって、実は初めての決算ということであります。

委員の方々は継続してやって頂いていますが、以前の2包括の時には、逆に結構な黒字が出ていたというところもありました。

ここら辺の考え方なんですけど、国のガイドラインに基づいて、まず3職種の人件費。ケアプラン収入をもって、ケアマネ等の経費に充ててもらう。あと、センター運営するに係る事務経費。こういったものを積み上げて委託料設定しています。いろいろ物価高の要因だとか、あるいは人件費の高騰、こういったものも踏まえていくと、やっぱりここら辺は、我々行政としても事業者と話し合いながら、委託料の算定について、随時見直していかなきゃならないなと思っています。ただ、うちで委託している3法人というのは、ある程度規模の大きい医療法人なので、その医療法人の人材等をやりくりして、こういった経費の中でうまく効率的にやって頂いている点もあると思うんですよ。実態として、専門職4名配置しているところもありますし、我々の設計どおり3名配置しているところもある。この辺はやっぱりそれぞれの事情がいろいろとあると思うので、そういったものも伺いながら中長期的に委託料について考えて参ります。

【丸山会長】

ありがとうございました。他にご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

【篠田委員】

北包括の法人本部への事務委託費がほとんど本部の人件費になっており、理事報酬の14名というのはかなり大きな数だなと思うんですけど、これはどんな制度になっているのですか。

【事務局：北地域包括支援センター 菊地センター長】

この理事の内訳というか、どういうメンバーが理事になっているかということですね。うちの法人の中でいきますと、理事長はじめ、病院も本体としてありますので病院長であったり、病院の役員などです。また、私達は病院の他に在宅部門も持っていて、その在宅

部門の統括の部長など、そういった職員が14名理事として並んでおります。

【木元委員】

もう1ついいでしょうか。

【丸山会長】

はい。木元委員お願い致します。

【木元委員】

法人本部への事務委託費あるいは、事務費等は結果的に数字の見せ方で、やりくりを上手くやっているとして捉えることもできるのかなと思うので、ここら辺は差があっても、それはそれで、それぞれの法人の考えがあると思います。例えば人件費、あるいは、委託金の差があったりするのは多分、スタッフ加配による委託金の加配で、北包括が1,800万で、南包括さんが1,800万より少し多く、中央包括さんが2,000万というのは多分そういう仕組みなのかなと思っているんですけど。北包括さんが専門職4名、他の包括さんが専門職3名で、人件費が他の包括さんより多いのはそこら辺がある分なのかなと、あとは法人の人件費の設定や給与規定等によるものだと思うんですけど。あともう1つケアプランの再委託費が、北包括と他の包括と、2倍近くある。再委託費について、3包括とも市からの委託費は変わりなく、逆に北包括をこの金額で考えて捉えると、再委託にすごく支出している。私は以前札幌の包括の運営推進委員もやっており、結構札幌市の包括だと、1人に付き予防支援を70件くらい担当していて、本来業務に手が回らないというお話がありました。これは1つの物差しになって、委託費もそういったところで考えて頂ければ、良いのかなと思うんですけど。恐らくケアマネジャーの中でも、もしかしたら社会福祉士の資格を持っているから加配で委託費が2,000万入ったとかあると思うんですけど、支援費、要するに本来業務がすごくできているその1つの物差しとして予防支援費、再委託件数が多いと、例えば加配や加算を加えるという仕組みにすれば、本来業務が包括もできて、良く回せるのかな、というふうに思いました。以上委員としての意見を述べさせて頂きました。

もし包括増えるとなっても他の包括がこの収支でやっているという話を聞くと、多分、どこの法人も手が挙がらなくなるのではないかなと思います。もし加算とか加配を考えているのであれば、何かそういったこと1つ物差しとして、今後あってもいいのかもしれない。

あと法人本部への事務委託費のこの見方を考えると、法人本部分の事務をやっているからこの金額というのはあるとは思いますが、法人本部に入るんでプラスといえばプラスの金額にもなるから、あまりここら辺は参考にできないかなと思いました。この事務費から上の部分、収入支出の上の部分を見ると、少しここの差に開きがあるのはちょっと気になったというところですね。

【丸山会長】

はい、ありがとうございます。今、木元委員からもご指摘頂きましたけれども、再委託ということで、包括の方が何件ケアプランを持っているかということですが、これは多分、数として出ていたかと思うんですけども、金額だけだとちょっと、地域の事情等もありますので、それぞれのスタッフの方が何件持っているかというのはまた別に出てきたと思います。石狩市は適正化といいますか、ある程度妥当な数値を目指していらっしゃったかと思いません。

今回内訳について詳細に話して頂いたんですが、次年度以降も内訳については、ご報告頂くとのことです。

他にご意見ございますでしょうか。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

はい、ありがとうございます。それでは、第1号議案については、了承とさせていただきます。

それでは引き続きまして、第2号議案、石狩市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況ですね、ご報告お願い致します。

【事務局：高齢者支援課 高石主査】

資料2をご覧ください。半期毎に、この進捗状況の確認について、協議会の議題とさせて頂いているところですが、平成30年度の保険者機能強化推進交付金の創設に合わせ、PDCAサイクルを活用し、評価を毎年、中間実績として行う方向が国から示されたことから、本市においてもそのように進捗状況の確認を行っております。引き続きこのような形で半年ごとに計画の進捗状況の確認を行い、計画の適切な推進を図り、地域の課題等把握しながら、次の計画へ進むよう取り組みたいと考えております。

今回は、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について、計画期間の2年目となる令和4年度の上半期に対して、年度の中間評価を行ったものです。令和4年度の中間評価にあたっては、本年9月から内部の担当者ヒアリングを開始し、この資料にとりまとめています。資料の1、2ページ目となりますが、評価の方法として、1ページ目の主要施策ごとにぶら下がっております2ページ目の右側にあります具体的な施策について、目標値の確認とともに事業の進捗状況などについて確認し、自己評価を行いました。12の主要施策ごとの自己評価の欄については、「悪い」を1、「良い」を5とする5段階評価を具体的な施策ごとに行い、その平均を主要施策の自己評価としています。取組状況と課題への対応との欄については、通常行うべきこと、当然行うべきことはできるだけ記載せず、特徴的な事項に言及するよう心がけ、記載しております。

進捗状況の確認の全体を通しての概要となりますが、令和4年度上半期では、この夏以降のコロナ第7波の影響があり、今も油断できない状況であり、市内事業所におかれましては大変ご苦労されていることと思います。本市の施策では、コロナや人材不足により、中止となった事業もありましたが、一方、コロナの重度化リスクの低下、社会全体の雰囲気の微妙な変化や、事業ごとに工夫しながら対応をはかっていることなどにより、対面での事業実施の増加など、少し前向きな雰囲気が見て取れました。また、カフェなどの認知症施策の進展、権利擁護に係る中核機関の設置など、進展している施策もありました。この進捗状況の確認に係り、ご意見等頂き、了承を頂いた後、評価として決定する予定ですのでよろしくお願い致します。以上です。

【丸山会長】

はい、ありがとうございます。具体的評価内容については資料に記載されておりますので、お気づきの点、ご質問等ございましたら、委員からお願い致します。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

先に私からご質問させて頂いてよろしいでしょうか。10ページ目の8の生活支援サービスの充実のところになります。訪問サービス事業ヤクルトで、こちらが事業終了というふうになっているのですが、これまでの訪問サービス事業というのが、内容的にはヤクルトを配るということですか。そうすると対象となっていた方には見守り機能的な部分が失われてしまうことになるんですけれども、これに替わるような事業はございましたでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

訪問サービス事業についてはこれだけではなくて、配食とか、緊急通報サービス等様々なものがあります。この訪問サービス事業ヤクルトは、旧浜益地区、厚田地区では配達員がいなくてサービスを行ってなかったんです。石狩市内でも、生振等ではできない状況でずっと推移してしまっていて、地域格差がありました。一方で、ヤクルトさんからの申し入れで、配達員の確保が今すごく困難になっている。あとこれは本来お声かけ、見守りサービスなので、お声かけして、対面で会って、おばあちゃんおじいちゃん元気ですか、というのが本来の目的なんですけど、このコロナ禍という状況でなかなかその対面での対話ができないという状況になりました。そして最終的にこのサービスは、9月段階で受けていたのが約30名ぐらいたったんですけど、こういった事情を加味して、サービス継続は困難ということで終了させて頂きました。これに替わるサービスとして、昨年10月から「おひとり暮らし安心サポートサービス」という形で、高齢者単独世帯とか高齢者のいる世帯等で、安否確認を行

うために、電話番号とか緊急連絡先を登録する事業というのを新たに創設して、さらに、終活サービス等を求める方については、終活サポーターズという市内の葬儀会社ですとか、そういったところをサポートしてくれる任意団体がありますので、そちらをご紹介します。そういった新たな安否確認事業を始めております。

【丸山会長】

ありがとうございます。これまで利用される方が偏っていたこととか、今の状況ではなかなか、当初の趣旨が難しくなって来たというところもあると思うんですが、必ずその家に訪問して、お会いしながら、様子を見るということなので、もし機能すればすごく大切な事業だったなというふうに思いました。

そして替わりとして安心登録サービスということがあるんですが、登録ですので、必ずしも誰かが訪問するという活動、事業ではないと思いましたが。ただ重複しているんでしょうか。配食サービスであるとか、そういったものも受けてらっしゃるので、実質的にはなんらかの見守りはあるという考えでよろしいんでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

はい。

【丸山会長】

ありがとうございます。それでは委員の方からいかがでしょうか。

【丸山会長】

木元委員、お願い致します。

【木元委員】

介護事業所には業務継続計画の作成を令和6年度までに作成しなさい、ということになっていて、うちの事業所も作成している最中になります。コロナ禍の時は国が率先して、感染対策を講じた上でデイサービスの通所に来てくれない方は逆に訪問して入浴支援したら介護報酬算定できますよというものができたりしました。もうちょっと地域性を考えると、昨シーズンあった大雪の際の、市の何かそういった業務継続のための支援というのは具体的に、アンケートか何か来ていましたかね。未曾有の災害ってこれからも多くなってくると思いますので、その後何か具体的に考えていること等、何かあれば事業所運営している身の立場でもありますのでお聞きしたいと思います。

【丸山会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

昨年の大雪は、災害クラスの大雪ということで、介護事業所、通所されてる方も含めて、かなり影響あったというのは我々も理解しています。私も直接の所管ではないので詳しくは言えないんですけど、やはり昨年の反省も踏まえて、全庁的にそういった今年度の雪対策の会議を行って、様々な工夫を凝らし、除雪体制の見直しを行っております。個別に高齢者に対する負担というのは、かなり大きいものですから、今我々で高齢者向けには2つの除雪サービスやっています。そういったものと、道路除雪、排雪ですね。そちらも今見直していますので、そういった点も踏まえて、試行錯誤しながら除雪体制を、全庁的に取り組んでいるところでございます。

【丸山会長】

ありがとうございます。他にございますでしょうか。平野委員お願い致します。

【平野委員】

2番目の総合事業の4ページ、推進のところ、基準緩和型サービスを創設していて、これは市内ではどのくらいの事業所さんが、ここを担われていて、また、石狩市として予測している人数が十分確保できているのかというところを教えてくださいましたか。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

基準緩和型のサービスなんですけれども、以前は通所型の基準緩和のサービスが1件、あとは、訪問型の基準緩和サービスが1件、事業所型のもので、もう1件が委託型のもので、訪問型サービスの緩和については2件あったんですけども、そのうち通所サービスの緩和型が中止というふうになっています。あと、訪問型の事業所がやっていたらしゃる緩和型サービスも利用者が0になっています。ただ廃止にはなってないんですけど利用者が0ということです。そして、もう1つ委託型の緩和型の訪問サービスにつきましては、これはシルバー人材センターさんにやって頂いて、これは現在およそ17名の利用があります。

【平野委員】

私たちの事業所、札幌市近郊の事業所でも訪問介護は、総合支援、総合事業の利用者さんを敬遠するんですよね。というもたぶん収益が出ないから。単価が安くて。札幌市は、石狩市よりも規制が強く、その月の基準の回数を下回れば、1回の単価しか頂けない。札幌市北区の包括からのご依頼が、私たちの事業所は結構占めております。石狩市の他の訪問介護事業所の皆さんは、どういう状況で運営されているのかなと思います。このままだと利益がなかなか出しにくい状況です。ただ、この訪問型の基準緩和型サービスが0名ですが、決し

てニーズが無いわけではなく、ここにも書いてある、時間帯とか場所とか、なかなか依頼がしにくいのが故に利用に繋がらないのかな。総合事業そのものが、今後どういうふうにも、上手く回っていくのかなというところが、現場サイドでは少し不安な材料であり、お伺いしてみました。

きっとこの生活支援的な部分を、介護福祉士さんが揃っている訪問介護事業所で担っていくというのはこれからちょっと難しくなっていくと思っております、この基準緩和型サービスを、充実していけるのであれば、そちらでサービスを担って頂いて、専門的な分野は訪問介護事業所で担えるような、こういう取組を、推進して頂けると、とても回りやすいかなと思います。

支え合ってみんなで高齢者の皆さんと共に暮らしていこうというところに関しても、石狩市は地区によって年齢層が違って、例えば緑苑台地区は若い層が多くて、なかなか高齢者を支えたくても、皆さん日中働きに行っていて支えられない。サロン活動をしていても人数が少ないからあまり来ないとか。石狩市はすごく広いので区によってもいろいろ課題はあるのかなと思うのですが。その地域の中で支えていくという取組も、もう少し具体的にお示しして頂けると非常にありがたいなと思いました。以上です。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

平野委員がおっしゃられた、総合事業の目的としてはまさにそのとおりであります。要するにプロの介護士さんはより重度な身体介護ですとか、そういう方向にシフトして頂いて、比較的軽度な方々につきましても、その基準を緩和した人たちへの生活支援をしましょう、もしくは地域の中で、相互で助け合いをするような、そんなものを作っていきましょうというのが、総合事業の開始の目的の1つでございますので、まさに理想的に、そうやっていけば良いんだなというふうには思っていますが。あとは、やはり供給する側の人になかなか、上手く育っていかないといいますが、なかなか人が集まらない。シルバー人材センターにはお願いをしていて、やはりシルバーさん自体も会員が、生振ですとか遠方であったり、いない場合もあるみたいです。ですから地区的にやはり依頼を受けられない場所というのも、まだあるそうなんです。他の訪問介護の事業者については、私たちが緩和基準の人材育成というものを1年に1回やっておりまして、この間も10数名の受講者がおり、そういう方が実際に訪問介護事業所で雇って頂ければ働けるというような状況ではあります。しかし、その緩和型の人材を募集して頂ける事業者が無い、というところが残念なところ。あとは、包括で、緩和型の訪問サービスに使ってくださいねというようなことも提案しているんですけども、利用者さん側としては、やっぱりプロの方がいい、というニーズもあるそうなので、なかなか難しいところではあるのかなと思います。

あとは住民同士で助け合うシステムとして、今市内でも4か所、地域の高齢者の、町内会の会員ですとかそういう方々が、有償で、ちょっとした電球の取り換えですとか、ちょっとした掃除ですとか、そんなようなことをやる仕組みが出来ていて、来年もう1か所くらいで

きる、というようなこともあり、そんなような地域の方々に支え合うシステムも増やしていきたい、できれば緩和型のサービスも増やしていきたいなと思っています。一朝一夕に増えるものではないなとは思いつつ、でも地道にそのようなことは進めて参りたいと思っています。

【丸山会長】

他の委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

ありがとうございます。それでは、第2号議案については、了承とさせていただきます。

それでは次の議題になります。議題3号が在宅介護実態調査実施について、議題4号が介護予防日常生活圏域ニーズ調査の実施について、議題5号が事業者アンケート実施についてです。いずれも調査に関する議題となります。併せて、事務局からお願い致します。

【事務局：高齢者支援課 高石主査】

議題第3号から第5号まで一括でご説明させていただきます。

まず議題3号、在宅介護実態調査の実施について、資料3をご覧ください。在宅介護実態調査は、現計画策定前にも実施しましたが、今回は前回と内容変更は無い旨、国から示されました。趣旨は、在宅介護に関する実態把握と、高齢者の心身の状況や施策ニーズを把握するための調査となります。本調査は、認定調査員による聞き取り調査である要介護認定更新時訪問調査に併せて行います。調査対象は、在宅で更新申請、区分変更申請のための認定調査を受ける人を対象に行います。調査期間は11月から翌年2月末まで、調査件数は概ね前回と同程度の350件ほどを予定しています。実際の調査は、資料3の在宅介護実態調査調査票によります。資料の最初のページの左上に凡例として載せていますが、設問の左側に星印が付いているものがオプション項目として国が示した項目です。また、星印の上の「市OP」と記載してあるものは市が独自に追加している部分となります。設問は27問ほどあるのですが、国のオプション項目はすべて入れており、10項目、加えて、市のオプション項目は8項目あります。

引き続き、議題第4号介護予防日常生活圏域ニーズ調査の実施について、資料4をご覧ください。この調査も、在宅介護実態調査と同様、内容変更は無い旨、国から示されました。本調査は、介護予防に資するため、要介護状態になる前の高齢者の抱える様々なリスクや、社会参加の状況を把握し、地域における状況を把握するものです。調査対象は前回調査と同様、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者をランダムに抽出し、1,500名を予定し

ています。調査期間と手法は、来年の1月から2月にかけて、郵送による配布、回収を予定しています。なお、調査対象はランダムとはいえ、地域事情を把握する目的があることから、一定程度地域を分けたうえで、ランダムに抽出する予定です。資料最初のページの左上に凡例として載せていますが、設問の左側に星印が付いているものはオプション項目として国が示した項目です。また、星印の中に「市」と記載してあるものは、市が独自に追加している部分となります。設問は70問ほどあるのですが、国のオプション項目はすべて入れており、29項目、加えて、市のオプション項目は10項目あります。

ここまで説明致しました議題3号の在宅介護実態調査、議題第4号の介護予防日常生活圏域ニーズ調査については、3年前の前回調査時に、文言の修正も含め、本協議会にご議論頂いており、今回は、高齢者支援課、地域包括ケア課で内容の再確認を行いまして、前回同様の内容ということで、今回、議題として提出させて頂いております。

引き続き、議題第5号、事業所アンケートの実施について、資料5をご覧ください。このアンケートの趣旨は、市内の事業所における介護人材の状況や、事業所で扱うサービスの需要と共有に係る率直な感覚を頂くものであり、本市独自に行うものです。このアンケート結果も踏まえ、市内のケアマネジャーやグループホーム連絡会、居宅介護支援事業所をはじめとした市内の主だった事業所に対して、今後、ヒアリングをしていきたいと考えています。アンケートは今年の冬、12月から1月頃に市内100程度の事業所に対し実施し、集計を行う予定であり、市の所管する地域密着型の事業所をはじめ、北海道の所管する事業所、また、サービス付き高齢者住宅も含めて行う予定です。事業者アンケートの修正点についてですが、前回の調査時にも、この調査もご議論頂いており、今回も高齢者支援課、地域包括ケア課で内容の再確認を行いました。結果、設問4では家事サポート従事者研修の表現の修正、設問11ではハラスメント対策の表現の修正、設問18では介護職員等ベースアップ等支援加算の追加による修正、この3点を修正し、その他は前回同様の内容ということで議題として提示させて頂いております。アンケート実施後は結果を踏まえたうえで事業所との意見交換を進めたいと考えています。以上、一括して議題3、4、5を説明致しました。様々な視点から必要な設問などご意見を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

【丸山会長】

3つの調査がございますが、まず資料3については、現在介護認定を受けていらっしゃる方で、更新申請、区分変更申請が出た方に調査を行うという内容となっております。資料4の方は、こちら65歳以上で、認定を受けてない方を1,500名抽出して調査を行うものですね。この2つについてはいずれも国からの修正が無かったということと、改めてチェックして文言等の修正も特段無いということですのでよろしいでしょうか。そして資料5については、市独自の調査になるということですが、こちらについては文言などの修正が3か所あったということですね。

先に確認させて頂ければと思うんですが、今いろんな社会的な状況も変わっていて、特に

性の多様性ですが、アンケート調査等で、性別が男性・女性の2区分だけではないものも出て来ているんですが、その辺の配慮が必要かどうかについて、1点お伺いしたいと思います。

あともう1点なんですが、資料3のですね、最初のページの問5、主な介護者の年齢で、1番が20歳未満となっています。今ヤングケアラーの調査等ですね。国や道でも行われていて、大体ヤングケアラーとなっている子どもさんが、高齢者の介護だけではないんですけども、5～6パーセントの割合であるんですけども、20歳未満となった時に年齢を書いて頂くであるとか、多少その実態が見えるような形にして頂くのはどうか、ということをお伺いできればと思います。

【事務局：高齢者支援課 高石主査】

性別表記の件ですけれども、今、市の各調査とか、申請の書類ですとかでも性別表記というのは削られてくるような動きが少しずつ出ております。介護保険の制度の中でもそういう表現を削るという部分も少しずつ進められて来ております。ただ今回のこの調査票に関しては、このオプション項目についても前回同様ということしか示されていませんので、今のところはそのまま、と考えております。以上です。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

この5番、問5の主な介護者うんぬんの質問項目自体は、これは国が指定して来ている質問項目ということになるそうですので、これ自体は変更できないということになります。もし、二十歳未満で何歳ということを知りたいのであれば、この場合は別項目で設問を設定することは可能、ということになります。

【事務局：保健福祉部 宮野部長】

ヤングケアラー、若い方の年齢表記という部分でのご質問ですけれども、ヤングケアラーに関する調査等については、この介護以外の他の部署でも、実際されているという部分と調査の趣旨を踏まえると、この調査の中で、改めてその年齢を記載して、調査の項目としての扱うということについては、市としてそこまで考えていないというところです。

【丸山会長】

国の指定されたものですので変更できないというご事情、判断について、お伺いしました。1点だけ意見としては、これまでは認識が無かったので、ヤングケアラーという存在が見えなかったというのがあります。また、事業は異なるのですが、課題が発見できたものを他の部署とも連携しながら対応していくという方向性も今後必要になってくると思いますので。調査のことと趣旨がずれてしまいますが、そういった認識を持ちつつ、その現場を見ていくということもお願いできればと思いました。

皆さんからいかがでしょうか。一條委員お願い致します。

【一條委員】

事業者アンケートのところの、1番、1ページのところの職員の数と職員確保について、介護スタッフが3つに分けられていて、おそらくこの3番というのは上記1、2以外の介護スタッフ、ですよね、2、3以外と書いてあるから1、2以外ですよね。

ではこの1、2、介護福祉士と初任者研修が1、2にあって、3というのは、具体的に無資格の方を知りたいのかな、と思って私は理解したんですけど、それだと実務者研修という方々もこの3に入って来るのかなというのがありました。また、介護スタッフのここ1、2、3、人材確保に苦慮している職種、でここで1、2、3で上位3つまでの番号で丸をすると、介護スタッフがほしいので、1、2、3全部に丸付けちゃうと、ケアマネもほしいよ、足りてないよ、ということになると、丸を付けられないので、ここは僕の意見としては1、でいいんじゃないのかなと思います。介護スタッフは1、2、3ではなくて、それをまとめて1にしてもいいのではないかと思います。

【事務局：高齢者支援課 高石主査】

ご意見ありがとうございます。改めて、介護スタッフの中身と全体で1っていう表現も含めて、検討させて頂いて、実施の前に調整させて頂き、改めてご報告させて頂きたいと思います。

【一條委員】

もう一点ございます。4ページの10番の、介護人材不足への打開策のところ、前回のアンケート結果でも自由記載欄のところでの意見はすごくいっぱいあったのかなというふうには思っているので、前回意見だとか、今後これから出る意見に対して、どれができて、どれができないか何か見せて頂きたい。僕の記憶の範囲だと、こういう意見があったよというのはたくさんあるのに、そこからが何も無い。せっかくいろいろな意見があるのにこれができる、できないというのが全然無い。私たち事業所は人材不足で苦しんでいるからこそ、こういうのやって欲しい、ああいうのやって欲しいというのを書く。なので、できる限り意見を吸い上げて、石狩市としてどういうことができるのかというところは、結果に対する石狩市さんの答えとして、期待をしたいかなというふうに思っています。

【丸山会長】

一條委員からご指摘あったように、例えば自由記載でこの項目以外に新しい項目になりそうなものがあれば、項目を追加するという考え方もできますけども。いかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 高石主査】

前回の報告、調査の報告でもまとめてはいたのですけれども、項目として多かったのは賃

金アップ、業務量事務負担の軽減、次に、3番目が休暇活用促進や福利厚生の実充実という意見でありました。直接的に市が、関与と言いますか、まさに国が主導としてやっていくべきことの方が重き部分であるという認識です。もちろん市としてやれることは、手がけていきたいなとは思っております。

あと、項目についてはですね、これに付随するような意見が多かった、という内容が多かったです。介護職より100円シヨップの方が時給が高いですとか、そういう記載もありました。一條委員に、ご意見頂いた部分についてはもちろん検討させていただきます。

【丸山会長】

はい、ありがとうございます。他でございますでしょうか。

【木元委員】

質問項目に、ICTの活用とかも入れられても良いのではないのでしょうか。人材不足を補う1つの手法というか、そんな位置付けでもありますので、ICTはどれぐらい導入されているか。先般、僕が所属しているケアマネジャーの団体の研修会開いたんですけど、オンラインでの研修と、参加率が悪かったのでハイブリットのオンラインと集合での研修でやりましたけど。そういった、何か物差しになるかと。あるいはもう、事業所内も今、ICT、ケアマネジャーの分野でもどんどんICTの活用は求められており、それに対する適応性というのも、導入されましたので。そういった質問項目があってもいいのかな。ICTで言うと介護ロボという部分だけですので。何かあってもいいのかなというふうに思いました。

【丸山会長】

事業所アンケートに、ICTの活用状況ということでしょうか。活用状況とか課題とかニーズとかですね。

【木元委員】

そうです。

【丸山会長】

木元委員からご意見ありましたので、事務局で検討頂ければと思います。他にご意見ございませんでしょうか。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

ありがとうございます。それでは、第3、4、5号議案については、了承とさせていただきます。

それでは議題第6号、地域密着型事業所等の状況について、事務局からお願い致します。

【事務局：高齢者支援課 藤谷主査】

私からは資料6にございます、地域密着型事業所等の状況について、ご報告させていただきます。

1の、地域密着型事業所の廃止についてでございますが、先般株式会社マーファ様より、花川東にございますグループホーム花川につきまして、令和4年9月30日をもって事業を廃止する旨の届出がございました。廃止の理由と致しましては、令和4年10月1日より同法人におきましてグループホームから住宅型有料老人ホームへ事業を移管するため、というものでございます。入居者の方々につきましては、他社グループホームへの転居ですとか、引き続き同法人の住宅型有料老人ホームにおきましてサービス提供を行っていくと伺っております。

【丸山会長】

委員の皆様いかがでしょうか。

【一條委員】

グループホームが1棟無くなるというところで、今後、認知症の方が住む施設は、減った分増やすという様なことは検討されるのでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

昨年も、厚田のグループホームが一社撤退したというのがございますし、今回も有料老人ホームへ転換という形になって来るので、次のグループホームの部分につきましては、今、計画改定を進めてる中で、その点も含めて検討して参りたいと考えております。

【西本委員】

グループホームから住宅型有料老人ホームへ転換する理由というのは聞かれていますか。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

今年に入って具体的にこういった形でのお話があったんですけど、事業者から話された理由は、人員の配置。やはり地域密着グループホームの基準を満たす夜間の配置の管理や、シフトを組みにくいと。そういった中で、事業者でいろいろと試行錯誤した中で、今回の有料老人ホームへの転換という形でご提案を頂きました。

【西本委員】

もう1つ重ねて質問させて頂きたい。グループホームだと人員配置はしっかりと定められていて、ある程度、介護人員は補填されているのかなと思うんですけど、住宅型有料老人ホームになると、今後市の行政の管轄から外れますよね。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

今までは市の指定だったんですけど、今回、有料老人ホームとなると北海道の指定。そして確かに、人員基準が緩和されるということですね。

この部分は、利用者サイドはちゃんと理解して頂いてるのかというところが非常に重要になるので。今回の転換において、事業者サイドにその部分の詳しい説明を求めて、中には介護度が高くて、他のグループホームや特養を検討されて、今回の機会に退所されたという方はいらっしゃるというふうに伺っております。

ただ切実に、今回マーファさんから言われたのは、皆様もご苦労されており、ずっと人員募集していてもなかなか人が来ない。そこが最大の理由で、事業者からは、この点は実態と合わせて、基準等とかも緩和できないもんかね、というご意見も頂いております。特に1階と2階に分かれてる2ユニットのグループホームで、事業者さんに言わせると、夜間勤務でそれぞれのユニットに1人ずつ必要なのかと。これだけ人不足の中にあっては、代替措置として先ほどの木元委員からご提案のあった ICT の活用等、そういったものも加えてやっていかない限り、高齢者率は伸びていきますし、少子高齢化で担い手が少なくなっていくというのは確実なので、ロボットですとか、そういう DX 等を活用する、あるいは先ほどの見守り事業なんかもそうなんですけど、これまで人に頼って来た、人が訪問するというやり方をずっと続けていくというのは、難しくなって来ていますので AI の活用とか、そういったものも加えながら今後進展していかなければならないという、認識は持っています。

【西本委員】

私も箱モノを持っている立場で、箱モノは意外と介護スキルが低くても、なんとか対応できたりするものなんですよね。ただ在宅の高齢者に訪問して何かする、というのは、ある程度の介護スキルが必要になるのかなと実感としては私持っています。こういう箱モノがどんどん人員不足で撤退していくよ、事業転換していくよ、となると、黙ってそれを見ていれば、恐らく介護の業界の質がグッと下がっちゃうと思うんです。例えば外国人であったりとか、そういったものを包括的に箱モノに使えるようにできれば。箱モノで働いてる人たちが、もっと必要な在宅であったり、必要なところに人手が回せるようそういう仕組みを作れないかなと感じてはいます。というのは、私の事業所では外国人を今どんどん入れて来てはいるんですけど、主要な部分はやはり日本人で、しかも有資格者でなければいけないという考えはしっかりあります。極端に言えばそれ以外は外国人でも良いし、先ほどの資格を持っていない方々を養成した、その養成された方々でも良いです。そういった活眼な考え方でや

っていかない。それぞれの法人や企業が主体でやっている事業だとは思いますが、結局は撤退してしまうと、石狩市はサービス無いよねという話になるんじゃないかな。そうなった時に、果たして高齢者が住みやすい街なのか、それとも住みにくい街になっちゃうのか。そして石狩市は、住みやすそうで、働きづらいついていうか。札幌市に隣接しているのがデメリットになっているところもあるのかな、と思ったりします。石狩市としては住みやすく福祉のある街を作るには、抜本的に何か考え直さないと。このまま行ったら、いつか大変な思いをすることになるんじゃないかなと思うんですよね。事業所側は、マーファさんのように撤退します、と言えば撤退できるんですよね。僕らは責任が無いわけじゃ無いですけど、預かっている利用者さんをなんとかすれば、なんとでもなるので。事業者側は、経営するというのが背景にあるので、経営が立ち行かなくなれば、じゃあ撤退しよう、ということではできません。そうなるも福祉行政として、サービス計画、福祉計画を立てる中で、福祉ニーズはあるんだけど、それに応えられるようなパーツが無く、石狩市はだいぶ住みにくいんじゃないというふうに言われるのではないかな。意見として聞いて頂けるとありがたいです。

これは間近に迫った結構重大な問題になっているのではないかと感じています。実は私どもの事業所も、やっぱり人がいなくて。デイサービスは小規模、地域密着で石狩市の指定を受けてやらせて頂いているんですけどやっぱり人がいない、となると運営していけない。それってどうなんだろうね、と話は正直出ています。そうなった場合、あちら側のデイサービスが無くなると、じゃあ今度デイに通いたい人たちはどこに行くんだ、という話になり、わざわざ花川に来なくちゃいけない。そして今度は花川の事業所も、そこに行く労力であったり、それこそガソリン代や燃料費ということを考えると、行けなくなり、それこそ一時の厚田の訪問介護みたいな話になってしまうのかな。本当にいろんなサービスに係ってきているというのは現実としてあるということをお伝えした上で僕らも努力はしています。例えば外国人を雇うとか、介護ロボットたくさん入れたりカメラ入れたりとかというのをやっているんですけど、そこでもやっぱり追いつかない部分を補填として考えて頂けると非常にありがたい。このような転換や撤退という話はどんどん増えて来ると思うので、中にいる現場の意見としてお伝えさせて頂きたいと思うので是非何かお考え頂ければと思います。

【事務局：高齢者支援課 鍋谷課長】

ありがとうございます。従来から1番問題になっている人材不足というものに対して、様々な課題が顕在しているというのも、我々も充分承知しておりますし、1つの回答ではないと思うんですけど。

多様な可能性とかを検討しつつ、一方で、やっぱりこれまで日本でずっと人口ボーナスの中で生きてきた我々の考えとして、誰か人がやってくれるんじゃないか、というところから段々パラダイムシフトしていかなくちゃならないと思います。それは今まで、人が相手にしていたのがコンピュータになったりロボットになったり、こういったものも受け入れていか

なきやならないです。次 2040 年、団塊のジュニアの方が高齢者になる時には、当然、今の団塊ジュニアですからスマホも使えますという状況になって来ます。やっぱりそこら辺の時代に見合った、多様なサービスのあり方や、1 から変革というのも、今後必要になって来るのかなと思います。先ほどの、緩和型サービスでいい方がプロの介護士のサービスを受けるとか、そういったことは段々効率化して、貴重な人材を、うまく回していかなきゃならないというのはあると思います。そういった点を踏まえて次期計画でいろいろとご意見頂きながら、我々も考えていきたいと思っています。

【丸山会長】

はい、ありがとうございました。ほかご意見ございますでしょうか。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

ありがとうございます。それでは、第 6 号議案については、了承とさせていただきます。

それでは、今日の議題は以上となります。新型コロナウイルスの再拡大の兆しがあって、今日も立石先生が出席できませんでしたし、寒くもなって来ていますので、懸念される状況であります。あと、インフルエンザですね、昨年はほとんどインフルエンザが無かったんですがいつ拡大してもおかしくない状況もあるので、現場の方がすごく敏感になっていらっしゃるって大変なんじゃないかなというふうに思います。まず皆様方が、ご健康でお体を大切にお過ごし頂ければと思います。いろんな議論、課題がありますけども、これからは是非ご協力頂いて進めて行ければと思います。本日はどうもありがとうございました。

【19:30 閉会】

令和 4 年 12 月 23 日 議事録確定

会長署名 丸山 正三